

厚生文教常任委員会（特急反訳）

【速報版】

令和4年3月10日

午前10時 開会

○**澁谷委員長** おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本委員会に付託されました議案第4号「損害賠償の額の決定及び和解について」、議案第5号「泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の以上3件について御審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本委員会に付託されました議案については、委員会付託事件一覧表としてタブレットに掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、許可いたします。

○**竹中市長** おはようございます。委員長のお許しをいただきましたので、厚生文教常任委員会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

澁谷委員長さんをはじめ、委員の皆様方には、日ごろから市政各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の委員会は、さきの本会議で、本常任委員会に付託されました議案第4号、損害賠償の額の決定及び和解についてと、議案第5号、議案第9号の以上3件について御審査をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審査いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**澁谷委員長** ありがとうございます。

なお、本日、会議の傍聴の申出がございまして、傍聴の取扱いについて、この際御協議いただきたいと思います。

会議の傍聴につきまして、御意見等ございませ

んか。———それでは、傍聴者の入室を許可いたします。

〔傍聴者入室〕

○**澁谷委員長** 委員各位に申し上げます。今定例会より、大会議室において、インターネット中継を実施する運びとなりましたが、大会議室での中継方法については、本会議場とは違い、定点カメラによる中継となり、あわせてテロップ表示やズームができないようになっております。

以上のことから、委員会の議事運営については、インターネット中継を御覧の皆様は、発言している委員を分かりやすくするため、質疑等については、起立により行うことといたします。

また、理事者にあっても、答弁については起立により行うことといたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議案の審査を行います。議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第4号「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○**楠委員** それじゃ、お願いします。

お聞きしたいのは、損害賠償が今回発生しているということで、保険には入っていると思うんですけども、保険の内容を簡単でいいですので、ちょっと教えていただきたいと思います。

あと、結構、事故は年に何回もあるものではないと思うんですけども、ちょっと車をこすったりとか、そういうものもあるのか、この間発生しているのかとか、年に何回ぐらい報告されているとか、そういうのがあれば教えていただきたいと思います。

○**山原清掃課長** それでは、保険の内容なんですけれども、加入しています保険につきましては、公

益社団法人全国市有物件災害共済会に加入しております。この保険については、地方自治法第263条の2の規定に基づいて、全国の各市が地方自治の発展と住民福祉の向上を目指し、相互救済事業を実施するために、共同で設立した公益的法人になっております。

事故の発生回数なんですけれども、軽微な修繕を伴わない事故も含めまして、1年間で大体10件程度起きている状況です。

以上になります。

○楠委員 ありがとうございます。車の運転というのは、やっぱり心の余裕にも関わってくると思いますので、職員さんも本当に大変なことも多いかと思っておりますけれども、やっぱり安全、余裕のある運転を心がけていただかなければならないと思うんです。

その免許の更新とかのときにも、安全に対しての講習とかも受けはると思うんですけれども、市としてそういう講習会だとか勉強会みたいなのは、交通に関して行っているのか。

行っていないとかでしたら、またちょっと今後考えていただきたいと思うので、よろしくお願ひします。

○山原清掃課長 交通安全に関する取組みとしましては、年に1回、泉南警察署の協力の下、安全運転講習会を開催しております。

そして、月1回、大阪府交通安全協会が発行する冊子を清掃課職員全員で供覧をし、安全運転への意識づけを行ったりとか、あと朝礼、昼礼での安全運転、安全作業への周知、その朝礼の中で「今日の一言」として、職員1名が安全運転についての取組みなどのスピーチを行ったりとか、あと、安全運転に絡んだ標語をテプラで作成しまして、運転席から見えるところに貼り付けて、安全運転への意識づけを行っているところです。

以上になります。

○河部委員 ちょっと質問も考えていなかったんですけども、今ちょっといろいろ考えていて、気になることがありまして、今の収集車については、後方カメラというものが付いているのかどうかですね。

今回も、後方に停車していた相手方の車両に激

突したということなんですけれども、大体、今新車を買うとバックモニターがほとんど設置されていると思うんですけれども、今後、清掃車も、そういったものがやっぱり必要ではないかと思うんですけれども、現状はどのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○山原清掃課長 後方カメラについては、バックをするときに、バックに入れたときにはカメラには映るんですけれども、常時撮影の後方のカメラは付いておりません。前方だけのドライブレコーダーということになっております。

また、委員御指摘いただいたような後方も常時映るようなカメラの取り付けも、今後検討していきたいなと思っております。

以上です。

○堀口委員 先ほど楠委員のほうからもお話があったんですけれども、交通安全に関してお伺ひしたいなと思うんですけれども、運行管理者というんですか、安全運転管理者とか副管理者とかが選任されていると思うんですけれども、毎年大阪府では無事故・無違反チャレンジコンテストとかというのが開催されていると思うんですけれども、その辺も含めて、交通安全の周知徹底の状況というのは、どういう感じなんでしょうか。もう一度お答えいただいていいですか。

○山原清掃課長 そうですね。交通安全協会さんで安全管理者・副管理者というのを設置、清掃課のほうでも設置しております。

交通安全チャレンジコンテストなんですけれども、行っているというのも分かっているんですけれども、今までそのコンテストに参加したことはございません。

安全運転の取組みとしては、事故が起こるたびに、改善を行ってきております。例えば道幅が狭いところで接触事故があった場合などは、2トンパッカー車の収集から、軽四ダンプへの収集に切り替えたりとかというふうなことを行っておりますので、今後も事故は発生しないように取り組んでいきたいんですけれども、何か問題が発生した場合は、その都度改善していければなというふう考えております。

以上になります。

○堀口委員 ありがとうございます。今回の事故は非常に軽微なものなので、別にどうこうという気はないんですけれども、先日議長と公用車に乗っていきまして、清掃車が物すごい勢いで、スピードで走っていったのを見ながら「あれ危ないな」という話もしていたんですけれども、そこら辺、安全運転管理者の責任というのは非常に重大やと思いますので、その辺、徹底していただけたらなというふうに思います。もう意見です。

○澁谷委員長 よろしいですか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁谷委員長 異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○岡田委員 おはようございます。よろしくお願いをいたします。

前回、協議会でも少しお聞きをさせていただいたんですが、第2条、結核患者数は一時減っていたんですが、ここ数年増えてきているようにお聞きをしております。

60歳以上の方が70%以上あるのかなというふうに思うんですが、若い世代、免疫のない方がなると大変だというふうに思います。

この間もお聞きさせていただいたんですが、委員会は6名というふうにお聞きしているんですが、開催予定とか内容について、詳しくお聞きさせていただきたいと思います。

あと、令和3年度には、小学校のお子様2名の方が、そういう状態だというふうにお聞きしたんですが、ここ数年先、二、三年先も分かればお聞かせいただきたいと思います。

○岩崎指導課長 失礼いたします。結核健康診断等

の今の委員の御質問ですけれども、まずここ二、三年というところですが、ほぼ先ほど委員おっしゃっていただきましたように、こういった今年度の検査については、小学校で児童2名ということですが、例年この二、三年はなし、ないしは1名程度ということで聞いております。

それから、本結核対策委員会につきましては、毎年度問診票等を4月から5月のほうに配布をいたします。また、内科健診を行いまして、その中でこの検討者ないしは要検討者を6月頃に割り出しまして、この結核対策委員会を通して判定をさせていただくという流れとなっております。

以上でございます。

○岡田委員 ありがとうございます。免疫力の弱い乳幼児は、本当に感染すると発症しやすいというふうに言われているんですが、学校におきまして、その結核の有無の検査というのは、全学年に行われているんですかね。それとも決まった学年、そういうふうな、いつされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○澁谷委員長 ちょっとすみません。岡田委員に申し上げます。本議案の内容に関係のない質疑というのか、今回予算の金額のことですので、その内容に関係ない質疑に関しては、ちょっとお控え願いたいと思います。答弁がちょっとできないので。

○岩崎指導課長 今委員から、決まった学年で行われているのかという御質問につきましては、一応全ての学年を対象としております。

以上でございます。

○澁谷委員長 ほかに質疑はありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、

質疑を行います。質疑はありませんか。

○河部委員 今回、国の法改正によって、条例の一部を改正するという事なんですけれども、改正の主な内容のところでは書かれている端数の処理の考え方等の明確化ということで、5割軽減することとは分かっているんですけれども、この端数の処理の明確化というところ辺を、もう一度ちょっと分かりやすく説明していただけたらなというふうに思います。

それと、今回の措置によって、対象者数というんですか、これは把握していれば教えていただきたいということと、併せて、その影響額がどの程度あるのか、把握していれば教えていただきたいなど。

ちなみに、全国では一定、影響額としては90億円ぐらいあるんじゃないかという算出をされているようなんですけれども、泉南市においては、どの程度あるのか、教えていただきたいとします。

○加渡福祉保険部次長兼保険年金課長 未就学児童の考え方ですけれども、まず端数の考え方です。

端数につきましては、この未就学児童の軽減より、先に政令軽減がございますので、7割・5割・2割、これがありますので、どうしても端数、奇数の数字が出てきますので、そこでまず端数を切り上げて被保険者が有利なような形の整数にすると。

そして、その数字に未就学児童の均等割を2分の1して、また端数が生じた場合は、被保険者が有利なほうに切上げを行って減額を行うという形になります。

それと、対象者数ですけれども、898名を予定しております、それと金額のほうですけれども、1,014万3,000円という形で予算要求をさせていただいております、国が2分の1補助、府が4分の1、市の持ち出しが4分の1という、そういう財源構成になってございます。

以上です。

○河部委員 ありがとうございます。今回5割軽減ということで、今現状として7割・5割・2割の軽減が講じられているんですけれども、例えば今現在2割軽減を受けている子どもさんについては、残りの8割が5割軽減になって、プラス2割とい

うことになると思うので、要はトータルとして6割軽減になるという考え方でいいのかなど。

あと、7割・5割もそういう計算方式になるのかなど、改めてちょっと確認をしたいと思えます。

あと、今、数のほうが898名ということで報告いただいたんですけれども、この内訳として、例えば7割・5割・2割、数字が分かれば、ちょっと改めて教えていただきたいと思えます。

○加渡福祉保険部次長兼保険年金課長 その軽減の計算の考え方ですけれども、御指摘のとおり、残った分をまた減額するという形になります。

それと、軽減の人数ですけれども、7割軽減が147人、5割軽減が547人、2割軽減が80人ということで予算要求しております。

以上です。

○楠委員 お聞きします。先ほど河部委員も聞いていただいたんですけれども、全体の額は分かったんですけれども、そのそれぞれ、軽減なしとか、2割とか、5割、7割の世帯があると思うんですけれども、その世帯ごとに金額が分かるようでしたら教えていただきたいです。

○加渡福祉保険部次長兼保険年金課長 均等割の考え方ですね。軽減となる医療分高期分の均等割の部分ですと、100%で4万1,280円ということになります。

それで、5割軽減すると2万640円、これは政令軽減に係らない世帯ですね。

それと、7割軽減に係る世帯は6,191円、それと5割軽減に係る世帯が1万321円です。

それと、2割軽減の世帯は1万6,521円という金額になります。

以上です。

○楠委員 今回、未就学児の健康保険料の減免ということで、やっぱり国が子育て世帯の経済的負担の軽減をするということで、行ったということだと思います。

今回、条例の端数の考え方ということなんですけれども、やっぱり国保料というのは高いですので、この間、竹中市長においても全国市長会で負担軽減してくださいということで要望もいただいている中で、こういった子育て世帯への負担

軽減という形が実現したと思いますけれども、まだまだ高いですので、これからも竹中市長もまだ任期はありますので、ぜひとも市長会等、今後任期までにあるのか、ちょっと把握はしていないんですけれども、ぜひとも今後とも国保料の負担の軽減については、ぜひ市長会でも訴えていただきたいと思いますので、そのことに関してちょっと何かあれば、よろしくお願ひします。

なければいいです。

○**澁谷委員長** なければいいですか。分かりました。

ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました議案3件の審査を終わります。

次に、本委員会の閉会中の継続調査の申出についてお諮りいたします。

本委員会の所管事項につきましては、調査研究のため、引き続き閉会中の継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うことに決定いたしました。

なお、閉会中において調査を行う事件につきましては、委員長に一任していただきたいと思ひます。

以上で本日予定しておりました議案審査につきましては、全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に一任していただきますようお願いいたします。

これもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時24分 閉会

(了)

委員長署名

厚生文教常任委員会委員長

澁谷昌子